

令和6年度 厚木市障害者協議会 第1回 代表者会議

日 時	令和6年5月16日（木） 午後3時から午後4時30分
場 所	アミューあつぎ7階 amy studio
出席者	○委員 神奈川県精神科病院協会 厚愛訪問看護ステーション連絡会 厚木市身体障害者福祉協会 厚木市手をつなぐ育成会 厚木市自閉症児者親の会 精神保健福祉促進会フレッシュ厚木 厚木地区知的障害者連絡会 厚木市障害者福祉事業所連絡会 厚木市居宅介護事業所連絡会 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢自立支援ホーム 厚木市民生委員児童委員協議会 厚木市児童発達支援センター ひよこ園 相談支援事業所連絡会（依知障がい者相談支援センター） 厚木市地域包括支援センター 県央地域就労援助センター 障害者職業・生活支援センター ぽむ 厚木児童相談所 厚木保健福祉事務所 厚木市社会福祉協議会 厚木市地域包括ケア推進課 厚木市障がい福祉課 ○オブザーバー 神奈川県発達障害支援センター 県央障害ナビゲーションセンター（貴志園） ○障がい者相談支援センター 厚木障がい者相談支援センター（ハートラインあゆみ） 荻野障がい者相談支援センター（あつあい相談支援事業所『ここから』） 南毛利障がい者相談支援センター（ちいさな世界） 睦合南障がい者相談支援センター（さんぽみち） 小鮎・玉川障がい者相談支援センター（相談支援事業所 すぎな） 相川・厚木南障がい者相談支援センター（相談支援事業所 立志） 睦合障がい者相談支援センター（あつあい相談支援事業所『からふる』） ○事務局 厚木市障がい福祉課 厚木市障がい者基幹相談支援センター

1 開 会【司会：事務局（基幹相談支援センター）】

- (1) 厚木市市民福祉部障がい福祉課長から挨拶
- (2) 新委員の紹介（構成機関の変更、委員の変更等の場合のみ）

2 議 題【進行：会長】

(1) 厚木市の「差別解消法」に係る取組について【厚木市障がい福祉課】

内閣府が配布しているパンフレットである。差別解消法は、平成 28 年 4 月 1 に施行されたものである。令和 6 年 4 月 1 日法改正が行われ、差別解消法は、主に、大きく 2 つの決まりがある。不当な差別の取り扱いの禁止と合理的配慮の提供の義務である。

この二つが大きな柱になっている。不当な差別の取り扱いの禁止については、行政機関、事業者ともに、平成 28 年 4 月 1 から禁止とされている。合理的配慮の提供については、行政機関は法の施行の時から、すぐに義務とされており、民間事業者については、努力義務であったが、令和 6 年 4 月 1 日から義務化された。

差別解消という法律は、あくまでも事業者と個人（障がい者）の決まりになる。個人同士の差別を規定するものではない。障がいのある人に対して、正統な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯等を制限すること、障がいのない人には、付けない条件を付けることなどは禁止されている。

合理的配慮の提供については、障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合がある。障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められる。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人と事業者が話し合いお互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要である。

具体的な 5 つの項目については資料を参照して欲しい。合理的配慮は、必要な事業の範囲内と荷重な負担でない時と 2 つポイントとなる。合理的配慮には、対話が重要ある。建設的対話をして欲しい。

不当な差別の取り扱いとは、障がいを理由とする「不当な差別の取り扱い」を禁止している。具体的な 5 つの項目について正当な理由については資料を参照して欲しい。

差別解消法の中に環境の整備があるが、これについては、努力義務となっている。環境の整備は、不特定多数に向けて、設備や組織、人員の確保など対応を事前に行うものである。合理的配慮は、環境整備を基礎とし、障がい者に対して、個別に実施される措置である。最後に法令や条例も参考にして欲しい。

取り組みとしては、令和 4 年に商工会議所を通して、事業者 2,200 社には、差別解消法が義務化される旨の通知を出している。

質疑応答

Q. 差別の事例が起きていた時には、厚木市としてはどのように対応するのか。

A. 国等から示されている内容としては、1 回は厚木市で相談し、究極な案件は国に相談し、所管省庁から民間事業者なりに指導が入ることになる。今までそこまで行った事例はない。

(2) 障がい者相談支援センターにおける令和 5 年度事業報告及び令和 6 年度事業計画について

ア 令和 5 年度 相談支援事業実績報告について【厚木市障がい者基幹相談支援センター】

令和 5 年度の厚木市における相談実績については、相談件数の推移は、64,744 件と前年比 115%増となっている。相談種別、相談者の割合等は資料を参照いただきたい。

昨年度までの傾向では、基幹相談支援センターを経由してアセスメントやサービス調整を行い、地域の障がい者相談支援センターに繋げることが多くあったが、障がい者相談支援センターの一覧表を作成し、周知活動を行ったことや、各センターの今までの相談支援の実績により、各センターが地域の相談支援機関として認知され、相談者が直接各センターに繋がるということが増えた。

相談の傾向としては、福祉の現場は人材が不足している中で、既存の障害福祉サービス自体も疲弊しており、安定的に必要な福祉サービスを継続して利用していくことが難しい状況にある。新たにサービス調整を行ったり、事業所を変更するための調整を行う仲介機能や、適切な福祉サービスが提供されているか、本人が希望する福祉サービスや支援の質が担保されているか、その調整を図る権利擁護としての代弁機能、サービス提供事業所に対する障がい理解や合理的配慮に関する相談、保護者の障がい理解や受け止めについての傾聴といった側面的支援によって、相談支援専門員が関わる機会が増えたことが全体の相談件数の増加として表れていると思う。

不足しているサービスとしては、生活介護、移動支援。増加しているサービスとしては、グループホーム、就労継続支援B型があるかと思う。

こうした地域課題がある中で、身近な相談支援事業所と繋がっておくことで、障がい当事者やご家族が安心感を得たり、負担感の軽減に繋がっていることも相談者の方のメリットとして実感できているのではないかと思います。

相談支援専門員の関わりは障がい福祉の分野に限られた枠組みの中での支援であるため、限定的な傾向がある。分野を超えた、制度を超えた多職種連携をしていくために、相談支援と地域の社会資源が有機的に連携できるように、地域全体での相談支援体制の構築に継続して取組んでいきたいと思う。

- ・令和5年度 厚木市障がい者基幹相談支援センター事業報告
- ・厚木市障がい者基幹相談支援センター事業計画

イ 地域移行及び地域定着の促進に関する業務【厚木市障がい者基幹相談支援センター】

厚木市の住宅課が事務局となっている「厚木市居住支援協議会」に障がい者基幹相談支援センターも委員として参画して、高齢、障がい、ひとり親家庭、外国人といった住宅確保に配慮が必要な方の住まい探しから、一人ひとりの生活問題への課題に対して各関係機関で対応していくといった、住まいの場の確保や地域生活への移行に向けた支援体制の充実に取組んでいく。

ウ 障がい者の就労及び障がい者雇用の促進に関する業務

【厚木市障がい者基幹相談支援センター】

「就労支援」は、障がいのある方がその適正に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現するために重要である。障がいのある方が安心して働き続けられるような環境を整備していくため、就労支援に係る専門相談を確保し、障がい種別や程度に関わらず、多様な働き方を支える体制と、障がいのある方や企業等からの支援ニーズに対応する体制を整備するために、今年度から新たに就労相談員を1人増員し、2人体制とした。

エ 発達障がいに関する業務【厚木市障がい者基幹相談支援センター】

ペアレントトレーニングの実施についてである。今年度もペアレントトレーニングを予定しており、6月7日の市民講座にてペアレントトレーニングの概要の説明と簡単なワークを実施し、9月からの全10回の連続講座の参加へと繋げていく予定である。

オ 令和5年度 荻野障がい者相談支援センター事業報告・令和6年度事業計画

【荻野障がい者相談支援センター】

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行したことに伴

い、相談件数も6月以降増加した。相談内容に関しては、従来通り。障害福祉サービスの利用や地域資源に関する相談、身体状況や環境の変化で新たな住まいを探したい、お金を使いすぎてしまった、生活が困窮しているなど、生活に関する相談、医療に関する相談、対人関係や就労相談など多岐にわたっている。コロナ化を経て、個人を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクの多様化、複雑化がより顕在化してきたと感じている。

また、俗に言う8050問題や世帯の複合的ニーズなど、ライフステージの変化に柔軟に対応できるよう地域包括を始め、関係機関との連携強化がより重要になってきたと感じている。

令和5年度の特徴として、令和6年1月に、能登半島で地震が起きたことで、センターにも問い合わせがあった。避難行動要支援者制度の説明や要支援者名簿への登録のサポートなど行っている。

もう一つ特徴的なことが、児童相談についてである。令和4年度より厚木市の各センターが、障害児計画相談を開始した。令和4年度は『療育センターまめの木』や『ゆいはあと』からの相談経路が主であったが、令和5年度は、病院のソーシャルワーカーや学校の教師から直接問い合わせが来るが増えた。例えば、難病を抱えた児童が入院していた病院からの退院に伴い、計画相談や在宅生活に向けたチームビルディング、また発達障がいのある児童が地区の小学校に通級指導教室がないことで、地域内の他校へ通級指導教室の時間に併せて、保護者が地区の小学校と通級指導教室の小学校の送迎を行わなければならない、仕事に支障をきたしているなど、以前は、『ゆいはあと』を経由した相談もセンターに直接連絡が入ってくるようになった。児童相談においても、センターの認知度、役割、機能が高まってきていると実感している。

相談方法に関しては、従来通り。電話相談に加え、訪問や面談、見学の同行といった対面での相談方法がより活発になってきている。相談件数と共にコロナ禍前に戻ってきたと実感している。

相談体制については、令和5年度は、南毛利地区を担当するちいさな世界と市内の指定特定相談支援事業所プローブと3事業所間の協定を締結し特定相談支援事業所間の一体的管理運営を開始した。厚木まんまる会の名称で毎月定例会を行っている。事業所間の連携より安定した相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援専門員としての質の向上に繋げている。

令和6年度については、当法人の社会福祉法人かながわ共同会が、厚木市内で運営する愛名やまゆり園相談支援事業所と厚木精華園相談支援事業所が令和6年4月に統合。あつあい相談支援事業所として新たにスタートを切った。愛ベリー、ここから、からふるという愛称はそのまま使用し、3拠点での運営を開始している。これにより、事業所として専門性の高い相談支援を提供、相談支援専門員の質の向上を図るとともに、厚木まんまる会を含め相談支援事業所連携によるスケールメイクを活かし、より地域に根差した相談支援体制の構築や当事者、家族に寄り添った丁寧な支援に努めていく。

カ 令和5年度 南毛利障がい者相談支援センター事業報告・令和6年度事業計画

【南毛利障がい者相談支援センター】

令和5年度の事業報告についての実際数値に関しては、添付の報告書P43～P48が当事業所の報告となっているので一読して頂きたい。

令和5年度は、サービスとサービスの狭間にある方からの相談が多かったように感じる。介護保険は、非該当。障がいも当てはまるサービスがないという状況の方からの相談が大変多く見られた。センターとして紹介できるものもなく、解決の糸口がつかめず、話を聞くだけという状況になってしまうという状況に対する支援の仕方が、相談支援専門員としての知

識や見分を広げなければできないことだと感じている。

精神の相談では、自立訓練や就労移行のサービス利用の希望の方の相談が増えてきていると感じている。これは、ご自身のスキルアップのためにという思いから相談に来られる方とその先仕事を紹介してもらいたいという方の二手に分かれているように思う。

また、児童の相談としては、相変わらず、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用といった相談が多かった。しかし、本来の子どもに療育をとという観点からというよりも、預かって欲しいという親御さんの希望での利用が強かったように思う。

児童発達支援、放課後等デイサービスの事業に限らず、障害福祉のサービス提供事業所が本来担っている役割や機能を個別支援計画書に落とし込み、家族と調整していく相談機能をしっかりと発揮していただくことで、地域から求められるサービス提供事業所として評価されていく。そこが前提となり、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画やケアマネジメントが展開されていく。これにより、支援者が連携でき、利用者が希望される生活を叶えていくことができると考える。現状では、面倒なことを処理するのが、相談支援の役目と思われる傾向がある。本来の役目への理解には、薄く感じている。

そういったことを含め、令和6年度は、地域の方々に、障がいに対する理解を求めていけるような活動をしていきたいと考えている。相談支援の役割やあり方を当事者の方だけでなく、事業者や地域の方々にも知っていただけるように働きかけていきたいと考えている。

キ 令和5年度 睦合南障がい者相談支援センター事業報告・令和6年度事業計画

【睦合南障がい者相談支援センター】

さんぼみちは、令和4年度4月1日より委託を受けて開所している。令和5年度で2年経過した。

相談件数は、日に日に増え、数は載せてないが、令和4年度については、延べ相談者数が約3,000人だったのが、令和5年度には、4,200人に増えている。相談件数も2倍の10,000件超えだった。

障がい種別は、さんぼみちの特徴として、委託している法人が精神障がいの支援を長らくさせていただいていて、精神障がいの方の支援が半数以上のケースを担当しているが、令和5年度は、精神障がいの方は、1割程度の増加し、他障がい（知的、身体）の方が2倍位増えている。障がい児の相談が7倍に増えている状況である。

介護保険の対象になり、介護に移行される方もいるが、そのまま障がいのサービスを継続したり、介護に繋がっても相談の方は、さんぼみちにお願いしたいという方もいる。令和5年度については、下が2歳～上は80歳手前の相談者がいる。幅広い年代と障がい種別の方からの相談があった。

相談内容は、サービスに関することの相談が多い。グループホーム、就労継続支援B型、短期入所、児童福祉サービスの増加が目立った。さんぼみちが2年目を迎えて、継続相談の中で、具体的なニーズについてサービスの相談が増えたのかなと思う。8050、親なき後の生活の相談が、令和4年度に繋がって、定期相談の中で、具体的な相談になり、相談者の健康・生活面が安定することで、サービスに繋がりが増えた。

最近の傾向でグループホームと就労継続支援B型の事業所が増えた。選択肢が増えたことは良いことであるが、支援の質にばらつきがあり、繋がった後のマッチングが上手くいかないなど継続して相談が続いた。純粋に選択肢が多いので、事前の見学や体験が多くなった。サービスに繋がることで、利用者に支援者が増える。相談相手が増えることで気持ちに余裕ができて、趣味や生きがいの項目も増えた。具体的相談内容としては、退院してグループホームに繋がった。安定した中で、10年以上前に趣味だったゴルフを再開したいとか、支援学校時代の先生に会いたいとか、ピア活動をしてみたいとか、その人らしい生活を一緒に考えることがで

きる機会が増えた。

相談件数自体は、増えているが、相談支援専門員の代わりはいないので燃え尽き症候群とか、相談支援専門員のメンタルヘルスも気を付けて、支援にあたっていた。相談支援専門員が抱え込むのではなく、障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センター、行政機関などさまざまな機関と協働して支援できるような意識をして相談支援を行った。

あと、サービス支援事業所のマンパワー不足に苦慮されていると感じる1年だった。相談支援に繋がったが、具体的なサービス調整をする中で、人がいないから支援ができないことが度々あった。人材確保については、大きな課題だと思う。

(3) 事例報告（協議会における個別事例の検討を通じた地域の支援体制の整備推進）

ア 趣旨説明【障がい者基幹相談支援センター】

2021年に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業が創設され、単独の相談支援事業所では、解決が難しい事例、適切な相談支援事業所や支援機関と連携を図りながら、支援を行うということが必要である。

相談は、個人、世帯が抱えるニーズが、分野をまたいで、それぞれ複雑化している状況の中で、医療、介護、障がい、子育てなど分野を問わずに、相談支援事業を担う機関同士が連携して、利用者、家族の視点で物事を捉えて、個人や家族の生活を包括的に捉えていくことが重要であるとうたわれている。

イ 事例報告【小鮎・玉川障がい者相談支援センター】

難病を抱えた本人と、糖尿病で合併症を患っており、週に3回透析を受けている父親、80歳を超えて、認知機能が低下している祖父母の4人家族。

家のことは、80歳を超える祖母が担い、父親は、本人の支援に消極的である。家族各々に問題がある中で、家族関係も悪く、複雑に絡み合っている状況となっているため、障がい者相談支援センターだけでは対応が難しいと感じ、重層的支援会議を開催することになった。

今回のケースは、多問題家族である。家族システムにおいて、それぞれの役割機能が崩壊している。機能不全状態となっている上に、家族それぞれの想いや考えが、複雑に絡み合っている状況があるゆえ、関係構築や支援の優先順位をつける難しさがあった。支援者は、それぞれに専門性を活かして対応してきたが、本人や家族に変化があった場合、その場しのぎの支援になってしまうことが多く、先の見通しが持てない状況が続いていた。

今回の重層的支援会議では、医療、介護、行政などの他機関の支援者が一同に集まり、それぞれが持っている専門的な意見や情報を出し合って、現状、問題点、今後の支援の方向を確認することができた点は、支援の幅が広がり、プラスになった点が多く感じられた。

それと同時に、地域の支援体制を構築することができ、さらに支援者が実際に顔を併せることで一人で支援をしているのではなく、チームで支援をしているということを再確認することができた点は心強く感じた。

支援者間の集まりだったので、本人家族の意向は確認できていない。私たち相談支援専門員は、本人、家族の意向に沿った支援が求められる。今後は、本人、家族に重層的支援会議に入ってもらい、意向を伺った上で、望む生活ができるように一緒に考えて行くことができたと思う。

ウ 福祉総合支援課（重層的支援会議所管課）紹介 【厚木市福祉総合支援課】

厚木市は、新たに福祉総合支援課を設置し、4月1日からスタートしている。主な業務は、福祉総合相談、重層的支援、高齢者福祉施策などである。

特に重層的支援につきましては、市民の皆様が抱えている課題が、非常に複雑化、複合化している中、従来の支援体制では、対応できないニーズに対して、創意工夫により、包括的な支援を実施することを求められている。

(4) 令和6年度プロジェクトについて【障がい者基幹相談支援センター】

ア 相談支援プロジェクト

相談支援の充実と質の向上に向けた取組みとして、毎月1回の相談支援事業所連絡会を開催し、孤立しない相談支援体制の構築とバーンアウト防止に努めてきた。相談支援専門員が、燃え尽き症候群や相談者と信頼関係をなかなか構築できないなど、精神的な部分で影響を受け離職・休職となることで、結果として地域の相談支援体制に影響がすることから、星槎大学の先生をスーパーバイザーとして、事例検討会とスーパービジョンの支持的機能を活用し、相談支援専門員の内面的な部分をエンパワメントする機会を設定した。

今年度も相談支援事業所連絡会の開催とスーパービジョンは継続とし、面接スキルの技法、グループスーパービジョン、制度改正や報酬改定についての勉強会を企画し、制度の理解や実践報告を通して相談支援専門員のスキルアップを図る。

また、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の研修受講修了者を中心に、相談支援従事者初任、現任研修のインターバル実習の受入れを行い、OJTの機会と地域の相談支援体制の整備に努める。

イ 一貫した子育て・療育支援体制プロジェクト

平成28年度に刷新したマイサポートブックについて、令和5年度は改訂、更新作業を行い周知方法についての検討を重ねた。

また、「一貫した療育支援体制におけるサービスマップ」を作成し、厚木市内の子育て、療育支援機関等の役割や成人期以降を見据えた支援体制を可視化し、子育てに関わる機関に配布し周知、活用できるようにした。

放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡会では、相談支援事業所や教育委員会に参加を呼び掛け、グループワークや意見交換等を実施し連携体制の構築に努めた。

今年度は、障がいのある子どもの発達と家族の支援として、子育てを家族的責任にしないために、必要な情報に繋がれるよう、必要な社会資源の存在を知らない、必要な社会資源へアクセスできないといったことがないよう、社会の中で支援を受けながら乳幼児期から支える仕組みを、「一貫した療育支援体制におけるサービスマップ」を活用してネットワーク化していく。

また、新たに医療的ケア児等における支援体制の構築に向けて、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、具体的な事例を共有することから始め、厚木市内における支援体制の構築に向けて協議する場を設置する。

ウ 居住支援プロジェクト

令和5年度に「ひきこもり状態にある方への支援」に関するアンケート調査を、相談支援事業所、地域包括支援センター、行政機関、精神科病院、外来医療機関を対象に実施した結果、医療でのニーズキャッチはあるが、その先の医療と福祉が連携するための「福祉サービスに関する相談窓口」の周知不足が課題として明らかになった。

医療と福祉の連携による「ひきこもり」の支援体制の整備に向けて、地域の精神科・外来医療機関へ地域の障がい者相談支援センター等の相談窓口のパンフレットを配布し、地域生活支援の推進に取り組んでいる。

今年度は、この協議会の場でも話題となっているグループホームの支援力の課題に対して、プロジェクトの委員が講師となって、障がい者理解を通じたサービスの質の向上を目的に、支援者向けの出張講座のメニュー化と精神保健福祉法の改正に伴い、入院者訪問支援事業の創設や地域生活への移行の促進が明記され、居住支援・確保も含め地域生活移行への流れが加速することが予想されることから、地域移行・地域定着支援における地域の受入れ体制を整備するための検討を行う。

エ 防災プロジェクト

障がいのある方が災害時に備え、適切な行動をとることで必要な支援が受けられるよう、防災対策チェックリストを作成し、実際の避難所運営等での受入れに際しての有効性を確認するために、プロジェクト委員でロールプレイを実施し、その検証を行った。

また、神奈川工科大学の地域連携・貢献センターとの共催で、神奈川工科大学の機能を活用し、地域の障がい当事者やサービス提供事業所を対象にした防災研修を企画し、一人ひとりの防災意識の醸成や気付きを促進する取り組みを行った。

今年度は、防災対策チェックリストの検証結果を基に、修正を行い周知するとともに、神奈川工科大学と共催で実施する防災研修についても継続して実施する。

新たな取り組みとして、災害対策基本法において策定された、避難行動要支援者名簿の未登録者への普及啓発や、避難行動要支援者名簿を活用した防災訓練の実施状況等についての情報共有を行い、障がいのある方の地域との繋がりについて検討する機会とする。

オ 就労支援プロジェクト

就労支援プロジェクトでは、市内就労継続支援B型事業所の工賃アップの取り組みと、職場での障がい理解や合理的配慮についての当事者参加型のセミナー開催について検討を行ってきた。

様々な障がいのある方の福祉的な就労の場となっている就労継続支援B型については、利用者の障がい特性や利用ニーズが多様化している実態があり、必ずしも工賃アップの取り組みに馴染まない事業所もあることから、共同受注窓口（てとて）を中心とした自主製品の販路拡大や周知方法等についての検討を行った。

今年度は、共同受注窓口（てとて）のソーシャルネットワークサービスの活用やホームページの定期更新作業等を行い、積極的に企業側にアピールすることで、自主製品の販路拡大に繋げていく。

障がい理解や合理的配慮については、プロジェクトメンバーだけでなく、当事者、企業、支援機関といった多様な声を反映させるため、関係機関に広く声を掛け発信できるよう取り組んでいく。

カ 地域生活支援拠点プロジェクト

厚木市の地域生活支援拠点は平成28年度に面的整備で設置済みとしているが、緊急時の受入れ機能を補完する目的から、令和3年度に機能強化補助金を創設し運用を開始した。

緊急時の受入れについては、従来の短期入所の利用に留まらず、日頃から利用しているが障害福祉サービス事業所での夜間支援や、居宅介護サービスを利用するなど、スポット的な支援を受けながら緊急的にカバーできる仕組みとして整理し、その結果、相談、緊急時の受入れ対応、体験等の必要な機能の協力事業所として49事業所が登録し、面的整備の広がりにつながった。

今年度は、体験の機会、場の検討として施設入所者の地域移行に向けた支援や、共同生活援助の受入れに対して、機能強化補助金の拡充に向けての検討を行うとともに、引き続きの継続課題として、地域生活に関する多様なニーズに対応できるように、緊急時の受入れ対応に至ったケースの検証の機会を設置し、関係機関による支援力や対応力の向上に向けて拠点機能をブラッシュアップしていくことに取り組んでいく。

質疑応答

Q. 資料P17の相談者のところで、他が406人、130%の前年比になっている。具体的に相談者の他は誰なのか。

2点目が、資料P24の発達障がいに関する業務のところで、ペアレントトレーニングの実

施とか、相談の強化はわかるのだが、強度行動障がい者が、実際増えていると思うが、強度行動障がい者がいた場合に、どんな支援をしようとしているのか。また、強行の方を受入れる事業所が足りているのか。また、強行の方を取り巻く環境との連携が出来ているのか伺いたい。

3点目は、資料P29の、厚木市障がい者基幹相談支援センターの令和5年度相談支援実績報告特記事項のところで、提供できないという福祉サービスもあったとあるが、実際どんなサービスを求めているのか、児童期から成人期における移行時の課題とは具体的にどんな課題があったか伺いたい。

- A. 1点目の相談者は、民生委員、不動産屋、他市の相談など、従来の機関以外の相談が増えている。

3点目の特記事項で、相談があつて必要なサービスに繋がらなかったものは、移動支援のサービスと生活介護でサービスはあるが、望む支援は受けられない。なかなかそのサービスに繋がっていけないという状況があるというところでの記載とさせていただいている。

児童期から成人期における移行時の課題は、短い期間の中で、居住の場を選択しなければいけない中で、児童期から成人期に移行することで、今まで関わってきた人の支援がそこで切れてしまうというところの課題があつて、そこが今前倒しで、関係を構築するために、体験の機会を取ったりするが、実際には、そこが上手く行かず、地域の中にほうりだされてしまう現状がある。

2点目の強度行動障がいは、現状はすごく難しい。強度行動障がいは、障がいではなくて、環境が適していなかったり、支援が適していないことでその方が行動に出てしまうということである。そのことで自傷や他害というところで、集団になかなか入れない方だと生活介護や通所のサービス、行動援護も断られてしまって、家族だけで、抱えてしまっていて、支援学校を卒業した後にサービスに繋がったけれど、そこから不適応で通えなくなってしまい、今どこにも通うところがないと言う方も実際にいる。

今、障がい者基幹相談支援センターであつたりとか、地域の障がい者相談支援センターと、こういう方たちにどうしていくのか具体的に対応していくことはないが、この様なケースがあがってきた時には、まずは、ケース会議をして支援していくための、ケース検討やアセスメントをして家族の支援を含めて個別に対応している。

- A. 厚木市障がい者福祉計画（第7期）P106の下を表が強度行動障がいに係る活動指標で、支援ニーズ等の把握及び支援体制の整備で。今年度は、未整備という表記。7年度は一部整備済みという表記で、7年度どのような方を対象にするのか、どこの事業所を対象にするのか、アンケートを取らせていただき、8年度に向けてどんなニーズがあるのか、課題があるのか努力していきたい。

アンケートの作成とか皆様に協力いただく形になる。併せてP156の項目が強度行動障がいの状況をデータ化したものである。一人あたりの月の平均支給量及び利用量等をみると各サービスの隔たりがあり、サービスが利用できてないことが多いということを一つの資料として、障がい者福祉計画の方に反映させていただいているので、これを元に体制づくりをしていきたい。

(5) かながわ医療的ケア児支援センター県央ランチ報告【障がい者基幹相談支援センター】

神奈川医療的ケア児支援センター県央圏域で相談窓口を担当しているコーディネーターです。よろしくお願いします。

医療的ケア児という言葉は、ここ何年かでワイドショーやニュースで耳にするようになった。医療的ケア児は医学の進歩によって、NICUに長く入院して過ごした後に、人工呼吸器や胃ろうを使用して、家に帰宅しても日常的に痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアの必要なお子さ

んのことを言う。全国で在宅で生活している医療的ケアのお子さんは、推計で 20,000 人と言われている。厚木市内もまだカウントできていないお子さんもいるかも知れないが、18 歳未満のお子さんが、30 人位いる。少しずつではあるが、増えている。

令和 3 年に、医療的ケア児及びその家族に関する支援の法律が施行されている。神奈川県では、全国でも早く、令和 4 年に県庁内に神奈川医療的ケア児支援情報センターが開設された。県庁で地域相談は受けにくいということから、令和 5 年度から神奈川医療的ケア児支援センターという名称となり、県の障害福祉課には、総合事務局を置いて、相談窓口については、より身近な圏域、政令指定都市で受けられるような体制になった。

P88 に地域の相談窓口が掲載されている。昨年度の県央地域の相談内容については、保育園、幼稚園に医療的ケアがあるとなかなか入れないのでそこについての利用相談や短期入所の相談（母親の出産や兄弟の行事の時に預かってもらいたい）があった。

特に、四肢に障がいがなく、自分で歩行できるが、気管切開をしていて、医療ケアがある、一型の糖尿病でインシュリンがあると言う方が短期入所の受け入れ先が無く困っているという現状がある。

この相談窓口は、ご家族だけではなく、企業や支援者からの相談もあり広く相談を受けているのが特徴である。ここで上がった課題は、県庁の庁内連携会議に挙げて、施策に繋げていくかもしれない。委員の皆様にも広報をして頂きたい。

(6) 今年度協議会の開催予定等について【厚木市障がい福祉課】

令和 6 年度障害者協議会及び周辺会議（予定）の情報提供。実務者会議においては、グループワークを実施して、地域資源に関する課題を挙げていきたい。

また、ふれあいシンポジウムを 12 月 7 日に開催する予定である。案が完成したら紹介させていただく。配布をした厚木市障がい者福祉計画については、障がい者のイラストを掲載させていただいた。実際に市内の就労継続支援 B 型の事業所に依頼させていただいた。自主製品だけではなくて芸術作品を提供していただける事業所もある。ご紹介させていただければと思う。

3 その他

ア オブザーバーからの意見等

(ア) 神奈川県発達障害支援センター

前年度まで、ペアレントトレーニングの導入の手伝いをさせていただいた。昨年度は、あつぎシテイプラザで困難事例に関する支援の視点ということで、支援者に向けた研修会を行った。厚木市障がい福祉課にも共催していただいた。今年度についてもこちらでフォローアップしていきたいと思っている。よろしくお願いします。

(イ) 県央障害ナビゲーションセンター

本年度の事業計画を伺って、一つは、地域生活支援拠点のプロジェクトというところで、国の地域生活拠点のところがかなり機能強化ということが言われ始めている。

これまでは、緊急時の受け入れというところが、非常に強調されて、在宅にいる方が、家族が体調を崩したり、病気になった時に地域でどう支えていくかというところが、大きな論点であったが、今回の法改正を含めて、地域移行というところが打ち出されてきている。

そうした中で、拠点のプロジェクトの中の事業計画を拝見させていただくと令和 6 年度の取り組みというところで、地域移行の大きな柱となる体験的利用や施設入所者の体験の場の検討というところで、この圏域の中でも一歩先に進んでいる。厚木市の拠点整備は、前から進められてきているところがあるので、一歩前に出て準備されていると感じている。

先程の報告では、49 事業所が登録されていると伺った。おそらく国は、厚木市が想定しているようなものを絵として考えていると思う。一つの場所で集約して、緊急時に対応するのではなくて、地域のあらゆる資源や皆様の協力を得ながら、緊急時に障がいのある方をみんなで支

えるネットワーク作りが重要になってくるので、個人としては、厚木市の取り組みというのは、非常に参考になっていくものだと思っている。

もう一点目は、防災プロジェクトである。本年度の取り組みとして、避難行動要支援者名簿を活用して、障がいのある方の地域の繋がりを検討するとあるが、これも国の方では、災害の方で障がいのある方の個別の避難計画を作成しなければならない。いくつかの市町村と話をしている、ここをどう作っていくかに悩まれている。

例えば、個別の計画を作っていく時に、相談支援専門員にお願いする市町村もあると伺っているが、最終的に地域の方との繋がりをどう計画の中に盛り込むかと言った時に、障がいのある方の地域の繋がりを検討とさっと書いてあるが、ここはかなり時間のかかる作業である。地域とのそれぞれの個との関わりは、相対的に顕在化して見えてくるものではないので、なかなかすぐに成果に繋がっていくものではない。地域との繋がりをプロジェクトの中でどんな風に作られていくのか、他の地域の方の参考になってくるのではないかと感じている。

地域生活拠点のプロジェクトも含めて、圏域の協議会でご報告していただければと思っている。

イ 各委員からの情報提供

(ア) 県央圏域就労移行合同説明会について

【県央地域就労援助センター障害者就業・生活支援セターぼむ】

(イ) 『大丈夫！知的障害児も成長するから！』冊子配布【厚木市手をつなぐ育成会】

(ウ) 『重い病気や障害があっても安心できるインクルーシブな社会へ』

【厚木市障がい者基幹相談支援センター】

ウ その他質疑応答

Q. 合理的配慮差別解消法の義務化がある。大家さんが断ることはできない。強く言っていけば、居住支援は上手く行くようになるのか。

A. 居住支援協議会が設立して、1年になる。障がい者を含めた要配慮者の理解促進のため、協力不動産店をこつこつと増やしているところである。年に4回住まい探しの相談会を行っていて、どうしても家探しの難しい方が相談できる場所を確保しながら、進めている。来週、令和6年度1回目の居住支援協議会が開催されるので、今頂いたご意見をお話しさせていただこうと思う。

重層的支援会議を開催された話を興味深く聞かせていただいた。重層的支援会議について福祉総合支援課が新しく作られて、その機関が関わっているという話だが、実際には、どのようなプロセスで、重層的支援会議が開催されたのか、誰が発信し企画したのかももう少し詳しく聞かせていただきたい。

A. 相談支援専門員が関わる中で、ご家族のいろんな問題点が目についていた。関係機関ともいろいろと話をしていく中で、祖父母の高齢化に伴う中で、本人支援に入っている関係機関、ヘルパーや訪問看護からも状況悪化が見受けられ、関係機関みんなで集まって、方向性を考えるのも良いのではないかと思います、福祉総合支援課に重層的支援会議があると聞いていたので、お願いした。

本人の支援をしている事業所に関しては、障がい者相談支援センターが声をかけさせていただき、病院は、市から声かけをお願いしていただき、ご本人と家族が関わっている病院にも来てもらった。直接関わっていない父親と祖父母も市にお願いして声かけをお願いした。あと地域包括にも来ていただいたと言う経過である。

Q. こういったかなり複雑なケースで、関係機関と集まると良いと思われるケースを福祉総合支援課に声をかけて一緒に重層的支援会議を開催することが可能であるというのがわかった。

A. いろいろな機関が関わっているケースは、福祉総合支援課に連絡すると、その方に関するこ

とを少し調べて、連絡を取ってみますねと言っていたので、一度相談すると良い。

Q. 災害時の対応のところで、今回災害のテーマは出て来なかったが、北陸の地震で、行政関係の方がメンタルケアを含めていろいろな支援に行っていた。厚木市では、災害支援に行かれて、障がい者への問題点や検討しなくてはいけない項目があったとか市独自の北陸地震関連の支援成果や情報はあるのか。

A. 令和6年度にあったが、地震に対して、障がい福祉課からの派遣はなかった。庁内を通して、応援という形であったが、障がいに関しての課題抽出はできていない。今後いろいろな情報が出次第、防災プロジェクト等でも情報提供させていただきたい。この場ではお伝え出来ない形となっている。

A. 厚木施設連絡会は、上位団に神奈川県知的障害者施設協会という組織がある。幹部の者が、能登半島地震のあった現地に行って、その情報を得て、県内の施設に応援を呼び掛けた。施設長会の中でもすぎな会で派遣の準備をしていると伺っている。

A. かながわ共同会は、津久井やまゆり園から、2人、5日程度派遣させていただいた。県社協や神奈川県の一部署からも応援依頼があり、協会を通して取り組んでいるというところがある。

4 閉 会

副会長から閉会の挨拶

以 上